

- ・スマートフォン教室を開催します……………2面
- ・新型コロナウイルスワクチン関連情報……………3面
- ・市職員を募集します……………3面
- ・乳がん検診・大腸がん検診……………8面



コロナ禍でも
必要です!



自分のために・家族のために

がん検診を受けましょう

新型コロナウイルス感染症の不安から、がん検診や特定健診などの各種健診の受診を控えようとしていませんか。受診を控えてしまうことで、早期発見・早期治療につなげることができない状況が懸念されています。

「2人に1人はかかる」といわれているがんも、早期がんでは無症状であることがほとんどです。がんは初期の段階で発見すれば、身体に負担の少ない治療を受けることができ、完治の可能性も高くなります。がん検診や健診の受診を控えることは、がんや健康上のリスクの早期発見の機会を逃してしまう可能性があります。コロナ禍で健康を見つめなおす今だからこそ、がん検診や健診を受診しませんか。

がん検診や健診の受診が、大切な命、そして大切な方を守ることに繋がります。コロナ禍で外出自粛が求められているときも、がん検診や健診の受診は「不要不急の外出」には該当しませんので、受診をお勧めします。

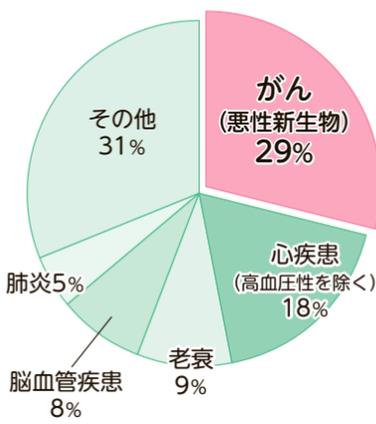
☎健康課特定健診係 ☎042・477・0013

死亡原因の第1位は「がん」です

市における死亡原因の第1位が「がん(悪性新生物)」、第2位が「心疾患(高血圧性を除く)」、第3位が「老衰」となっており、がんによる死亡率は、死亡者全体の約3割を占めています。また、死亡原因の全国的な推移をみると、がんは昭和56年以降、継続して死亡原因の第1位となっています。

がんによる死亡率は、男女ともに60歳以降から増加する傾向があり、65歳以上の人口が増加傾向にある現状を踏まえると、がんにかかる方やその割合はさらに増加することが予測されます。

市における死亡原因の内訳
(令和2年)



がん検診は「2次予防」です

がん予防には、がんにかかることを防ぐ「1次予防」と、がんによる死亡を減らす「2次予防」があります。

「1次予防」としては、食生活の改善や禁煙、運動などがあげられます。がんの発生は生活習慣と深い関わりがあるといわれ、食生活でいえば栄養バランスのよい食事を取ることが予防の基本になります。また、禁煙は肺がん以外のがんの予防にもなるといわれています(たばこは肺がんをはじめ、食道がん、すい臓がん、胃がん、大腸がんなど、多くのがんに関連するといわれています)。

そして、「2次予防」として、がんを早期に発見し治療につなげることで、がんによる死亡を防ぐ「がん検診」があげられます。



市のがん検診を受けましょう

市では、国が推奨している胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの検診を実施しています。

がんは無症状のうちに早期発見し、治療することが大切です。症状がある場合は、がんが進行している可能性が高いので、症状が出る前に受診し、がんを早期発見することで、がんによる死亡のリスクを減らすことができます。がん検診は「症状がなく、今は元気な方」が受診してこそ、早期発見につながり、治療につながります。

がん検診は症状のない方のための検査です。明らかな症状がある場合は、その症状に応じた適切な検査や治療が必要になります。症状がある場合は、必ず医療機関を受診しましょう。



市(市のがん検診など)



表 市実施がん検診一覧

種類	対象	実施時期	受診方法	受診場所	費用
胃がん検診		▼春=6・7月 (今年度は終了しました) ▼秋=11・12月	広報9月1日号に掲載します	わくわく健康プラザ	500円
肺がん検診	5年3月31日時点で40歳以上の方	5月(今年度は終了しました)	直接医療機関へ	市内実施医療機関	喀痰なし 1,500円 喀痰あり 2,000円
大腸がん検診(※★)		6月~10月			500円
子宮頸がん検診	4年12月31日時点で20歳以上かつ奇数年齢の方	9月~5年1月	広報9月1日号に掲載します	指定医療機関等	1,000円
乳がん検診(★)	4年12月31日時点で40歳以上かつ奇数年齢の方	6月~5年2月	今号の8面をご覧ください		

※ 特定健診・後期高齢者健診・無保険者健診の対象者は、健診と同時に受けてください。
★ 大腸がん検診、乳がん検診については、今号の8面にも掲載しています。

【引用・参考資料】

- ▼東京都福祉保健局:「人口動態統計 令和2年」
- ▼厚生労働省:「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)の概況」
- ▼内閣府:「令和4年版高齢社会白書(概要版)」
- ▼国立がん研究センターがん情報サービス:「科学的根拠に基づくがん予防 がんになるリスクを減らすために」
- ▼最新がん統計(同センター情報サービス)

スマートフォン教室を開催します

市では8～9月に、スマートフォンの基本操作などを学べるスマートフォン教室を開催します。スマホの使い方に不慣れな方やスマホは持っていないが興味があるという方は、この機会にぜひご参加ください。

また、同教室を受講した方が、他の方にマイナンバーカードの取得を紹介し、紹介された方が取得した場合、紹介した方にクオカードを差し上げます(1人1回限り)。

☎市シルバー人材センター ☎042・475・0738(平日午前9時～午後4時)

※同センターは本事業の受託者です。

日場 右下表の通り

内 スマホの基本操作、マイナンバーカードおよびマイナポイントの申請補助など

定 各部先着10人

師 受託者が選定する講師(NTTドコモ専門講師の予定)

費 無料

持 ご自身でお使いのスマホ(アンドロイド端末限定)

※お持ちでない方は当日スマホを貸与します。

※マイナンバーカードを取得していない方は、国から送付されている二次元コード付きマイナンバーカード交付申請書(右下の見本参照)をご持参いただければ、申請を補助します。

※マイナポイントの申請をしたい方は、利用したい決済サービスを決めておき、ご自身のマイナンバーカードをご持参いただければ、申請を補助します。

注 ▼スマホをお持ちでない方には貸し出しも行いますが、各種申請はできません。

▼通信状況などにより、その場で申請が完了しない場合があります。

他 教室を受講した方が他の方にマイナンバーカードの取得を紹介し、紹介された方が取得した場合、紹介した方に2,000円分のクオカードを差し上げます。クオカードは、紹介された方がマイナンバーカードを取得したことを確認した後、郵送でお送りします。なお、クオカードの受け取りには期限がありますのでご注意ください。

申 8月1日(月)午前9時から、市シルバー人材センター(平日午前9時～午後4時)宛て電話(☎042・475・0738)で、希望の日時・会場・氏名・年齢・性別・電話番号・住所・スマホの有無をご連絡ください



開催スケジュールなど

	開催日	場所	時間・対象
①	8月2日(火)	ドコモショップ東久留米店(前沢1-4-48)	▼午前の部=午前10時～正午・スマホをお持ちの市民の方
②	9日(火)	成美教育文化会館(東本町8-14)	
③	16日(火)	ドコモショップ東久留米店	▼午後の部=午後1時～3時・スマホをお持ちでない市民の方
④	23日(火)	成美教育文化会館	
⑤	30日(火)	市シルバー人材センター(下里4-1-44)	

※各日2つの時間(午前の部・午後の部)で開催します。
※9月分については、広報9月1日号でお知らせします。

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

市では8～9月に、65歳以上の方でスマートフォンに不慣れな方向けに、マイナンバーカードの申請手続きをお手伝いします。この申請補助を利用してマイナンバーカードの申請を行い、アンケートにお答えいただいた方にクオカードを差し上げます(1人1回限り)。

☎市シルバー人材センター ☎042・475・0738(平日午前9時～午後4時)

※同センターは本事業の受託者です。

日場 右下表の通り

内 スマホを使ったマイナンバーカードの申請補助など

対 65歳以上の市民の方でスマホをお持ちの方

定 各時間先着10人

師 市シルバー人材センター会員

費 無料

持 スマホ、二次元コード付きマイナンバーカード交付申請書(右の見本参照)

※同申請書は、国から送付されているものです。

注 ▼スマホ、二次元コード付きマイナンバーカード交付申請書がない場合は、交付申請ができませんので、必ずお持ちください。

▼スマホをお持ちでない方への貸し出しはありません。

▼通信状況などにより、その場で申請が完了しない場合があります。

他 ▼申請には顔写真データが必要です。ご用意がない場合は、当日会場で撮影します。

▼申請補助利用後に実施するアンケートにお答えいただいた方に1,000円分のクオカードを差し上げます。なお、クオカードの受け取りには期限がありますのでご注意ください。

申 8月1日(月)午前9時から、市シルバー人材センター(平日午前9時～午後4時)宛て電話(☎042・475・0738)で、希望の日時・会場・氏名・年齢・性別・電話番号・住所をご連絡ください



▼二次元コード付きマイナンバーカード交付申請書の見本

開催スケジュールなど

	開催日	時間	場所
①	8月12日(金)		中央町地区センター
②	17日(水)	▼午前9時～10時	成美教育文化会館(東本町8-14)
		▼午前10時～11時	
③	19日(金)	▼午前11時～正午	市シルバー人材センター(下里4-1-44)
		▼午後1時～2時	
④	24日(水)	▼午後2時～3時	中央町地区センター
		▼午後3時～4時	
⑤	26日(金)		成美教育文化会館
⑥	31日(水)		市シルバー人材センター

※各日6つの時間で開催します。
※9月分については、広報9月1日号でお知らせします。

また、コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策として「キャッシュレス決済ポイント還元」学校・保育所等への給食食材費支援など暮らしを支えるものや、「事業者への光熱水費及び燃料代の支援」「福祉施設への支援」のほか、「スマートフォン教室」「マイナンバーカード申請補助」、さらには、普段からいろいろな我慢してきた子どもたちへも「おうち時間支援事業」として図書カードを配布します。その他も含めこれらの事業については、順次進めてまいります。幅広く市民の皆さまや事業者の方々への支援を行うことで、共にこの難局を乗り越えていきたいと思っております。

Impossible(不可能)という言葉も、アポストロフィーを入れるだけで、It's possibleに。工夫次第で可能になる。困難な課題も多い昨今ですが、私たちも「やれる、できる」市役所に向けて力を尽くしてまいります。今後とも、ご理解ご協力のおかげ、よろしくお願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症の第7波が到来しました。引き続き、感染拡大防止にご協力をお願いいたします。一方、夏場

新型コロナウイルスワクチン関連情報

市新型コロナウイルスワクチンコールセンター(市コールセンター)
☎042・420・7177 ※詳細は市庁をご覧ください。



◆4回目接種の対象拡大

18歳以上60歳未満の医療従事者・高齢者施設等の従事者が接種対象になりました。接種券の交付には交付依頼が必要です。交付依頼は市庁から行うか、市コールセンターへお問い合わせください。

◆3回目・4回目接種券の発送

2回目・3回目の接種を3月1日～15日に行った方への3回目・4回目の接種券は8月10日(水)に発送予定です。接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。

★予約受付中の集団接種日・会場

- 予約の空きがある場合は、随時予約を受け付けています。
 - ① 8月11日(木・祝)・市民プラザ、わくわく健康プラザ
 - ② 8月13日(土)・イオンホール、わくわく健康プラザ
 - ③ 8月14日(日)・市民プラザ、わくわく健康プラザ
 - ④ 8月20日(土)・イオンホール、わくわく健康プラザ
- ※イオンホールはイオンモール東久留米2階(南沢5-17-62)です。

◆新型コロナウイルスワクチン接種証明書

接種証明書アプリの画像保存機能追加 7月14日以降にアップデートしたアプリで証明書を発行すると、書面の証明書と同じ様式で画像を保存できるようになりました。この画像を印刷することで、書面の証明書として利用することができます。



▲市庁(ワクチン接種証明(アプリなど))

接種証明書のコンビニ交付 7月26日から、マイナンバーカードをお持ちの方は対象のコンビニで接種証明書を取得できるようになりました。発行に必要なものは次の通りです。

- ① マイナンバーカード+暗証番号4桁 ② 接種証明書発行料(120円)
- ※海外用の接種証明書のコンビニ交付を受ける場合は、7月21日以降に接種証明書アプリや市から海外用の接種証明書を取得して、取得した時点と旅券番号が同じである必要があります。
- ※詳細は市庁をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口

ワクチン接種に関する一般的な内容について

- 厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター
☎0120・761770(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付)
- (厚生労働省)新型コロナウイルス関連及びワクチンについての聴覚障害者相談窓口
FAX: 03・3581・6251 ㊚: corona-2020@mhlw.go.jp

ワクチン接種に関する市の対応(接種の予約や会場など)について

- 東久留米市新型コロナウイルスコールセンター
☎042・420・7177(かけ間違いのないようご注意ください)(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)
FAX: 042・477・0033(聴覚に障害のある方などの相談)

新型コロナウイルス感染症相談窓口 ～まずは電話で相談を～

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談
※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

- 東京都発熱相談センター☎03・5320・4592 ☎03・6258・5780(24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)
- 東京都多摩小平保健所☎042・450・3111(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な内容(予防など)の相談

- 厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)
☎0120・565653(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)
- 東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口(新型コロナ・オミクロン株コールセンター)☎0570・550571(午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)

最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市庁をご覧ください。

引き続き感染対策を意識し、人と人との距離の確保、手洗い・咳エチケットなど、一人ひとりの感染防止対策の徹底をお願いします。

市職員を募集します

職員課☎042・470・7716



5年1月1日および4月1日以降に採用する職員を募集します。募集職種・募集人数などは、右表の通りです。その他受験資格などは、募集要項をご確認ください。

募集要項の配布 8月1日(月)以降、市庁から取得してください。取得困難な方は、土曜・日曜日を除く8月1日(月)～19日(金)の午前8時半～午後5時に、職員課(市役所4階)でも配布します

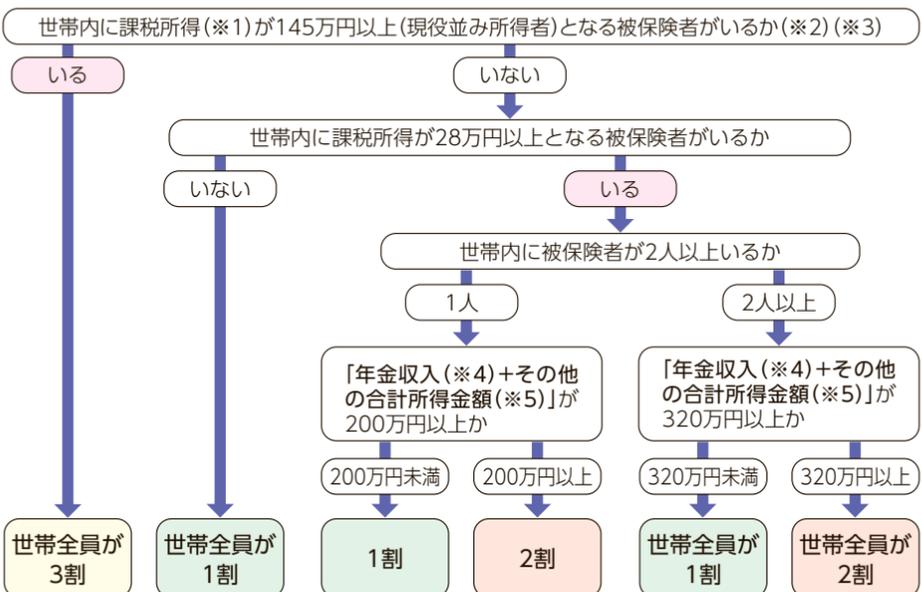
申込受付期間 8月8日(月)～22日(月)(必着)

申込方法 市庁から申し込みをしていただいた後、受験票などを郵送していただきます。詳細は募集要項をご覧ください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況などにより、日程などの募集内容を変更する場合があります。最新の情報は市庁をご確認いただくか、職員課までお問い合わせください

採用時期	職種	試験区分	募集人数
5年1月1日以降採用	一般事務	I類(大学卒程度) II類(短大卒程度)	若干名
	一般事務(障害者)	I類(大学卒程度) II類(短大卒程度)	
5年4月1日以降採用	一般事務	I類(大学卒程度) II類(短大卒程度)	若干名
	一般事務(障害者)	I類(大学卒程度) II類(短大卒程度)	
	土木技術	I類(大学卒程度)	若干名
	建築技術	I類(大学卒程度)	
	機械技術	I類(大学卒程度)	
	電気技術	I類(大学卒程度)	
児童指導	—	若干名	

※試験では活字による選考および適性検査、口述による面接試験を行います。配慮が必要な方は、申し込み前にご相談ください(例=車椅子を使用しているため会場に配慮してほしい、など)。

自己負担割合判定チャート(4年10月1日から)



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、(賦課のもととなる所得金額(総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額)の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、基準収入額適用申請により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。
・被保険者が1人の場合=383万円未満(世帯内に70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満)
・被保険者が複数=収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

後期高齢者医療制度 自己負担割合の見直し

医療機関などで支払う医療費の自己負担(一部負担金)の割合は、毎年8月1日に当年の住民税課税所得(市・都民税納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します。8月～5年7月の自己負担の割合は、4年度住民税課税所得に基づいて判定します。窓口2割負担の導入に伴い、判定方法は次の通りとなります。

9月30日まで 3割 II世帯に住民税課税所得が140万円以上200万円未満の場合 3割 II世帯に住民税課税所得が200万円以上320万円未満の場合 3割 II世帯に住民税課税所得が320万円以上445万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が445万円以上570万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が570万円以上700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が700万円以上830万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が830万円以上960万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が960万円以上1,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が1,100万円以上1,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が1,250万円以上1,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が1,400万円以上1,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が1,550万円以上1,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が1,700万円以上1,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が1,850万円以上2,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が2,000万円以上2,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が2,150万円以上2,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が2,300万円以上2,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が2,450万円以上2,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が2,600万円以上2,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が2,750万円以上2,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が2,900万円以上3,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が3,050万円以上3,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が3,200万円以上3,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が3,350万円以上3,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が3,500万円以上3,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が3,650万円以上3,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が3,800万円以上3,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が3,950万円以上4,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が4,100万円以上4,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が4,250万円以上4,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が4,400万円以上4,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が4,550万円以上4,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が4,700万円以上4,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が4,850万円以上5,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が5,000万円以上5,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が5,150万円以上5,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が5,300万円以上5,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が5,450万円以上5,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が5,600万円以上5,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が5,750万円以上5,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が5,900万円以上6,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が6,050万円以上6,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が6,200万円以上6,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が6,350万円以上6,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が6,500万円以上6,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が6,650万円以上6,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が6,800万円以上6,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が6,950万円以上7,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が7,100万円以上7,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が7,250万円以上7,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が7,400万円以上7,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が7,550万円以上7,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が7,700万円以上7,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が7,850万円以上8,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が8,000万円以上8,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が8,150万円以上8,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が8,300万円以上8,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が8,450万円以上8,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が8,600万円以上8,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が8,750万円以上8,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が8,900万円以上9,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が9,050万円以上9,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が9,200万円以上9,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が9,350万円以上9,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が9,500万円以上9,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が9,650万円以上9,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が9,800万円以上9,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が9,950万円以上10,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が10,100万円以上10,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が10,250万円以上10,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が10,400万円以上10,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が10,550万円以上10,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が10,700万円以上10,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が10,850万円以上11,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が11,000万円以上11,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が11,150万円以上11,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が11,300万円以上11,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が11,450万円以上11,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が11,600万円以上11,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が11,750万円以上11,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が11,900万円以上12,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が12,050万円以上12,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が12,200万円以上12,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が12,350万円以上12,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が12,500万円以上12,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が12,650万円以上12,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が12,800万円以上12,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が12,950万円以上13,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が13,100万円以上13,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が13,250万円以上13,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が13,400万円以上13,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が13,550万円以上13,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が13,700万円以上13,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が13,850万円以上14,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が14,000万円以上14,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が14,150万円以上14,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が14,300万円以上14,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が14,450万円以上14,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が14,600万円以上14,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が14,750万円以上14,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が14,900万円以上15,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が15,050万円以上15,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が15,200万円以上15,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が15,350万円以上15,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が15,500万円以上15,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が15,650万円以上15,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が15,800万円以上15,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が15,950万円以上16,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が16,100万円以上16,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が16,250万円以上16,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が16,400万円以上16,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が16,550万円以上16,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が16,700万円以上16,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が16,850万円以上17,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が17,000万円以上17,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が17,150万円以上17,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が17,300万円以上17,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が17,450万円以上17,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が17,600万円以上17,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が17,750万円以上17,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が17,900万円以上18,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が18,050万円以上18,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が18,200万円以上18,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が18,350万円以上18,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が18,500万円以上18,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が18,650万円以上18,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が18,800万円以上18,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が18,950万円以上19,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が19,100万円以上19,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が19,250万円以上19,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が19,400万円以上19,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が19,550万円以上19,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が19,700万円以上19,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が19,850万円以上20,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が20,000万円以上20,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が20,150万円以上20,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が20,300万円以上20,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が20,450万円以上20,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が20,600万円以上20,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が20,750万円以上20,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が20,900万円以上21,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が21,050万円以上21,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が21,200万円以上21,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が21,350万円以上21,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が21,500万円以上21,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が21,650万円以上21,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が21,800万円以上21,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が21,950万円以上22,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が22,100万円以上22,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が22,250万円以上22,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が22,400万円以上22,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が22,550万円以上22,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が22,700万円以上22,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が22,850万円以上23,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が23,000万円以上23,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が23,150万円以上23,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が23,300万円以上23,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が23,450万円以上23,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が23,600万円以上23,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が23,750万円以上23,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が23,900万円以上24,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が24,050万円以上24,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が24,200万円以上24,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が24,350万円以上24,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が24,500万円以上24,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が24,650万円以上24,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が24,800万円以上24,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が24,950万円以上25,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が25,100万円以上25,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が25,250万円以上25,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が25,400万円以上25,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が25,550万円以上25,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が25,700万円以上25,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が25,850万円以上26,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が26,000万円以上26,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が26,150万円以上26,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が26,300万円以上26,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が26,450万円以上26,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が26,600万円以上26,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が26,750万円以上26,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が26,900万円以上27,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が27,050万円以上27,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が27,200万円以上27,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が27,350万円以上27,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が27,500万円以上27,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が27,650万円以上27,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が27,800万円以上27,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が27,950万円以上28,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が28,100万円以上28,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が28,250万円以上28,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が28,400万円以上28,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が28,550万円以上28,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が28,700万円以上28,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が28,850万円以上29,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が29,000万円以上29,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が29,150万円以上29,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が29,300万円以上29,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が29,450万円以上29,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が29,600万円以上29,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が29,750万円以上29,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が29,900万円以上30,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が30,050万円以上30,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が30,200万円以上30,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が30,350万円以上30,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が30,500万円以上30,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が30,650万円以上30,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が30,800万円以上30,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が30,950万円以上31,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が31,100万円以上31,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が31,250万円以上31,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が31,400万円以上31,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が31,550万円以上31,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が31,700万円以上31,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が31,850万円以上32,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が32,000万円以上32,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が32,150万円以上32,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が32,300万円以上32,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が32,450万円以上32,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が32,600万円以上32,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が32,750万円以上32,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が32,900万円以上33,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が33,050万円以上33,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が33,200万円以上33,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が33,350万円以上33,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が33,500万円以上33,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が33,650万円以上33,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が33,800万円以上33,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が33,950万円以上34,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が34,100万円以上34,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が34,250万円以上34,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が34,400万円以上34,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が34,550万円以上34,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が34,700万円以上34,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が34,850万円以上35,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が35,000万円以上35,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が35,150万円以上35,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が35,300万円以上35,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が35,450万円以上35,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が35,600万円以上35,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が35,750万円以上35,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が35,900万円以上36,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が36,050万円以上36,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が36,200万円以上36,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が36,350万円以上36,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が36,500万円以上36,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が36,650万円以上36,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が36,800万円以上36,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が36,950万円以上37,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が37,100万円以上37,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が37,250万円以上37,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が37,400万円以上37,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が37,550万円以上37,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が37,700万円以上37,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が37,850万円以上38,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が38,000万円以上38,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が38,150万円以上38,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が38,300万円以上38,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が38,450万円以上38,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が38,600万円以上38,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が38,750万円以上38,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が38,900万円以上39,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が39,050万円以上39,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が39,200万円以上39,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が39,350万円以上39,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が39,500万円以上39,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が39,650万円以上39,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が39,800万円以上39,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が39,950万円以上40,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が40,100万円以上40,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が40,250万円以上40,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が40,400万円以上40,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が40,550万円以上40,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が40,700万円以上40,850万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が40,850万円以上41,000万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が41,000万円以上41,150万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が41,150万円以上41,300万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が41,300万円以上41,450万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が41,450万円以上41,600万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が41,600万円以上41,750万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が41,750万円以上41,900万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が41,900万円以上42,050万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が42,050万円以上42,200万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が42,200万円以上42,350万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が42,350万円以上42,500万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が42,500万円以上42,650万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が42,650万円以上42,800万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が42,800万円以上42,950万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が42,950万円以上43,100万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が43,100万円以上43,250万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が43,250万円以上43,400万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が43,400万円以上43,550万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が43,550万円以上43,700万円未満の場合 2割 II世帯に住民税課税所得が43,



新小学一年生の就学時健康診断

5年4月に小学校へ入学予定の方を対象に、健康診断を実施します。

対象者には通知書を送付します(9月中旬に発送予定)。

10月5日(水)～11月17日(木) ※受け付けは各小学校で、いずれも午後1時半から行います(左表参照)。

平成28年4月2日～29年4月1日生まれの方

①次のいずれかに該当する方は学務課保健給食係へご連絡ください▼病気その他やむを得ない事由により、住民登録上の入学予定校で受診できない方▼私学など、他校へ入学予定で受診されない方▼9月27日(火)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方

②外国籍のお子さんで、就学を希望する方は同課学事係(市役所6階)で手続きしてください(外国籍の方へのご案内は、9月中旬に発送予定)。

問同課 ☎042・470・7779

Table with 3 columns: 学校名, 電話(局番は042), 実施日. Lists 11 elementary schools and their health check dates.

「東久留米市立学童保育所運営業務委託」に係る公募型プロポーザル

市では、金山学童保育所、くぬぎ第一・第二学童保育所の3学童保育所の運営に関する業務を行う委託事業者を、一括して公募型プロポーザル方式により募集します。

参加希望事業者は、市庁に掲載の「東久留米市立学童保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要領」などを参照し、期限までに応募してください。

実施要領配布 8月5日(金)～22日(月)に市庁または児童青少年課窓口(市役所2階)で取得してください

提出期限など参加表明書は8月22日(月)午後5時までに(必着)、企画提案書は9月20日(火)午後5時までに(必着)、〒203-8555、市役所児童青少年課宛て郵送または同課へ直接持参してください

※参加表明書を提出したすべての事業者は、参加資格審査結果を通知します。 ※企画提案書は、参加資格審査結果通知により参加資格を有することを認められた団体のみが提出できます。

窓口での配布・提出の受付 時間土曜・日曜日、祝日を除く

特別児童扶養手当を振り込みます

4月～7月分の特別児童扶養手当を指定預金口座へ振り込みます。

振込予定日 8月10日(水) ※金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は申請してください。ただし、所得制限があります。

- ◎児童扶養手当
支給対象となる方次に該当する児童を養育している父親か母親、または養育者
①父母が離婚した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障害をもつ児童
④父または母が生死不明の児童
⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
⑥父または母が1年以上拘禁されている児童
⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
⑧父または母が、母または父からの申立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童

特別児童扶養手当

支給対象となる方次に該当する児童を養育している方

▼知的障害(愛の手帳1～3度程度)がある児童
▼身体に障害(身体障害者手帳1～3級程度)がある児童等

手当額(月額) ▼重度の障害児(1級) 115万2400円 ▼中度の障害児(2級) 113万4900円

現況届の提出をお忘れなく

現況届は、支給資格の確認のために必要なもので、提出がないと手当が支給されなくなる場合がありますので、ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。受付期間中に児童青少年課へご来庁いただき、窓口でお渡しする用紙にご記入いただくものです。

現況届受付期間 8月1日(月)～31日(水)
問同課助成支援係 ☎042・470・7736

介護保険施設における居住費(部屋代)・食費の軽減制度

介護保険施設サービスを利用したときは、施設サービス費(利用料)の自己負担分(負担割合1割・2割・3割のいずれかに加え、居住費・食費・日常生活費などの費用を支払いますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により居住費・食費の軽減(負担限度額認定)が受けられます。

◎居住費・食費の軽減制度(負担限度額認定)とは
所得区分に応じて居住費・食費の負担限度額(施設に支払う1日当たりの自己負担額の上限)が設けられます。認定期間は、申請があった月の初日～翌年7月31日(1月～7月の申請の場合は同年7月31日まで)です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの申し込みの予定がある場合は、早め

に介護福祉課(市役所1階)で申請してください。詳細は市庁などをご覧ください。

介護保険施設における居住費(部屋代)・食費の軽減制度

有効期限が9月30日のシルバーパスをお持ちの方には、8月中旬に東京バス協会から「シルバーパス更新のご案内」が届きます。更新を希望される方は「ご案内」を必ずお読みの上、手続きをお願いします。

問東京バス協会・シルバーパス専用電話 ☎03・5308・6950(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)



4年度東京都シルバーパス更新手続き

現在お持ちの「東京都シルバーパス」の有効期限は9月30日です。今年度の更新手続きは、新型コロナウイルス感染症対策のため、

国民年金 だより

もしも病気やけがで障害が残ったら障害基礎年金

国民年金の障害等級の1級または2級に該当した場合、障害基礎年金が受けられます。

受給要件 ①国民年金の加入者、または初診日が60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない国内在住者であること

②初診日の前々月までに

保険料を納めた期間(保険料免除等の期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること、もしくは初診日の前々月までの1年間に未納がないこと

③障害認定日(※)の障害程度が法令に定められている障害等級の1級または2級に該当した場合

※障害認定日とは、病気やけがで初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状固定した日。

その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変わり、認定要件に当てはまらなかった時点で申請することができません。判定の結果、

承認された場合は、申請月の初日から負担限度額が適用となります。

問同課介護サービス係 ☎042・470・7750

表 預貯金等の基準

Table with 2 columns: 収入等が下記の場合, 預貯金等の基準. Lists income thresholds and corresponding asset limits for different categories like 住民税非課税世帯 and 生活保護受給者等.

※第2号被保険者(65歳未満)の方の預貯金等の基準は収入等に関係なく単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下です。



住環境

8月11日(木)のごみ収集

8月11日は祝日ですが、平日と同様に収集します。ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市HPでご確認ください。



Jアラート全国一斉伝達試験

Jアラート(全国瞬時警報システム)の全国一斉伝達試験が実施されます。8月10日(水)午前11時頃、内防行政無線から「これはJアラートの試験です」との試験放送が流れます。国防総務省 042・470・7769



STOP! 電気火災

東京消防庁管内の昨年の電気火災は1403件で、全体の35.7%を占めています。電気火災で亡くなる

方は増加傾向にあり、その多くは後期高齢者の方です。住宅の電気火災で多い原因

▼トラック現象IIコンセントと差し込みプラグの間に溜まったほこりが湿気を含むことで、電気が流れて発火する現象▼たこ足配線IIコンセントに複数の電気機器をつなぎ、許容量を超えて使用することで発熱し、発火に至る原因

電気火災の予防策身の回りの電気製品の使い方や、故障や不具合の有無の確認をするとともに、コンセント回りを掃除して発生を防ぎましょう

東久留米消防署予防課危険物係 042・471・0119(内線610)

東京消防庁公式アプリ
消防や救急の情報を入手できます。



職員募集

児童保育所の児童厚生員(会計年度任用職員・アシスタント職)

任用期間 9月1日～5年3月31日(5年4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 月曜～土曜日(祝日を除く)、月75時間(変則勤務有り)程度。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

勤務内容 児童保育所における児童の育成支援の補助など

募集人数若干名
報酬など 時給1102円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

応募書類 市販履歴書(写真添付)

8月15日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ。

書類選考後、面接の上決定。提出された履歴書は返却しません

同僚係 042・470・7735



官公署など

都営住宅入居者募集

種類・対象①ポイント方式(家族向けのみ)IIひとり親世帯向け・高齢者世帯向け・心身障害者世帯向け・多子世帯向け・特に所得の低い一般世帯向け・車いす使用者世帯向け②抽せん方式II単身者向け・車いす使用者向け(単身・シルバーピア(単身・二人世帯向け)・居室内で病死等があった住宅

※①・②それぞれに申し込み資格がありますので、詳細は募集案内をご確認ください。

案内配布期間・場所 土曜・日曜を除く8月1日(月)～

9日(火)に、都市計画課(市役所5階)、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、都庁案内所、都内各市区役所・町村役場、都住宅供給公社都営住宅募集センター、同公社各窓口センターで(配布期間中は同公社HPからも取得できます)

※8月6日(土)・7日(日)の2日間は、いずれも午前9時半～午後5時に、東京観光情報センター前(都庁第一本庁舎1階)で配布します。

①が8月16日(火)午後6時までに同募集センターに必着、②が8月16日(火)までに渋谷郵便局に必着で、募集案内に同封の申込書・封筒に必要事項を記入の上、郵送を

※②のみオンライン申し込みもできます。8月16日(火)までに都営住宅入居者募集サイト内で申し込み完了したものを受け付けます。

同公社募集センター 03・3498・8894(土曜・日曜、祝日を除く)、8月1日(月)～16日(火)は0570・010・810(土曜・日曜、祝日を除く)

東京都住宅供給公社

都営住宅入居者募集サイト

ポータルページ

4年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の実施

育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された方などに対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するための認定試験を文部科学省が実施します。合格した方には高等学校の入学資格が与えられます。

受験案内など
受験案内配布期間 9月2日(金)まで

受験案内などの配布場所 都教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校担当(新宿区西新宿2-8-1、都庁第二本庁舎16階北側)

同課 03・5320・6752

願書・試験日など
願書受付期間 9月2日(金)まで(消印有効)

願書受付場所 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第二係(千代田区霞が関3-2-12)

試験期日 10月20日(木)
合格発表 11月29日(火)に結果通知発送予定

試験科目 国語・社会・数学・理科・外国語(英語)

試験会場 東京都教職員研修センター(文京区本郷1-3-3)
同僚係 03・5253・4111(内線2643・2024)

催し

- ◆みんなのマインドフルネス(NPOこころあ) = 8月20日(土)午後1時半～3時半 生涯学習センター和室 参加費500円 公認心理師指導によるワークで「今ここで」を体験し、心身を楽にします 山本 080・7000・4635
- ◆なんでも相談会(東久留米生活と健康を守る会) = 8月10日(水)午後1時半～3時 南部地域センター 補聴器購入費の助成などの相談、生活保護・介護保険の相談など 乾 080・1210・5286



- ◆歌謡サークル(春江会) = 8月2回。火曜日午後1時～4時 西部地域センター 会費月2,000円 大いに歌って笑って、さらに健康!人生これから!お待ちしています 篠崎 090・1042・5744
- ◆ノルディックウォークを楽しむ会 = 毎週水曜日と第2・第4土曜日の午前9時45分～11時半 竹林公園、落合川 会費1回500円他他ポールを活用することで足腰を強化し姿勢よく歩くことを学びます 岡長 090・5204・3190
- ◆体操(美楽留) = 8月1回。第4月曜日午前10時～11時半 さいわい福祉センター 入会金500円、会費月1,000円 ストレッチ、ボール体操などで、人生楽しく自分の足で歩く。無料体験 矢花 042・478・8768
- ◆麻雀(丸実会) = 8月初級・中級クラスが第1・第3月曜日午後6時～9時、初心者クラスが土曜・日曜日午後1時～4時 中央町地区センター 会費年1,500円、1回100円 前回登録の方も再登録をお願いいたします 木村 090・4674・5657

- ◆雑木林 会費年1,000円他他どなたでも参加できます。詳しくはくるくるチャンネルを 豊福 042・475・7643
- ◆硬式テニス(アップル) = 毎週日曜日午前9時～午後1時 市内テニスコート 会費1回500円他他20～50歳の中級以上の方 池田 090・7249・3036
- ◆練功体操(白山体操クラブ) = 毎日午前9時～10時(雨天中止) 白山公園 会費年1,000円他他見学・体験歓迎。26年間以上続いているクラブです。楽しくみんなで練功体操 岸 042・475・7557
- ◆脳トレ(わかば会) = 8月2回。第1・第3月曜日午後2時～4時 中央町地区センター 会費月500円他他脳トレを中心に簡単な座位体操を実施。一緒に楽しみませんか 石黒 090・6184・6435
- ◆脳トレ(ゆるりとカメの会) = 8月2回。第1・第3木曜日午前10時～正午 中央町地区センター 会費月200円他他脳トレを中心におしゃべりも楽しんでいます。仲間になりませんか 林 042・471・5122
- ◆健康づくり(中国健康普及協会) = 毎週月曜・水曜・金曜日午前9時～9時半 さつき公園(前沢五丁目) 入会金1,000円、会費年2,000円他他初心者歓迎、年齢は問いません、仲よく明るく楽しい

市民伝言板

会員募集

- ◆社交ダンス(草の実ダンス同好会) = 8月3回。火曜日午後1時半～4時 西部地域センター 会費月200円他他素敵な音楽に合わせてフリーで踊っています。年齢制限無し、見学自由、ダンス靴ご持参ください 佐藤 090・5396・4544
- ◆東久留米市スポーツウエルネス吹矢協会 = 毎週金曜日午前9時～11時 吹矢スポーツセンター 入会金1,000円、参加費1回200円他他スポーツウエルネス吹矢式呼吸法でさまざまな健康効果が期待できます 土屋 090・3314・0902
- ◆健康麻雀(NPO法人健康遊技たんぼ) = 毎週月曜・金曜日午前10時～午後5時 吹矢スポーツセンター、柳泉園グランドパーク 会費1回500円他他頭脳スポーツ健康麻雀!初心者大歓迎!仲間作りに、新しい趣味に 増田 080・4670・1110
- ◆東久留米自然ふれあいボランティア = 8月4回。第2・第4・第5土曜日および土曜日に活動がない週の金曜日午前9時～午後3時 市内の緑地保全地域など

市民プラザ プチコンサート ウォールナッツハワイアンズの 真夏のハワイアンLIVE

8月27日(土)午後2時～2時45分
市民プラザホール(市役所1階)内
出演=ウォールナッツハワイアンズ、
モハラフラ▼主な演奏曲=「サンゴ礁の彼方」「夢誘うハワイ」「ハナレイムーン」「真珠貝の唄」他
定員50人
無料
来場の際は検温、手指の消毒、マスク着用を
当日午後1時から、会場で1人1枚整理券を配布。整理券のない方は入場できません
市民プラザ ☎042・470・7813



コンサート出演者

バクさんとその仲間と♪音楽と

人気司会者のトークと演奏で過ごす午後のひと時をお楽しみください。
8月28日(日)午後1時15分開場、1時半開演
南部地域センター2階講習室1・2
定員50人
500円(要予約・当日集金)
筆記用具
8月5日(金)から電話(☎042・451・2021)または直接同センター窓口で同センター

まろにえびよびよコンサート

ベビーカーのまま入れて、0歳児親子からでも一緒に楽しめるコンサートです。プロの演奏家の方が「マリンバ」「パーカッション」「ピアノ」で皆さんが知っている曲を演奏します。開演前にペットボトルで打楽器を作るワークショップを実施します。作った楽器で演奏に参加できます。参加者には「るるめちゃんシール」をプレゼント。

9月23日(金)祝午後2時～3時、ワークショップは午後1時から
生涯学習センターホール内
出演=プラスエクシードトウキョウ[toLeisure Ensemble]
定員200人
0歳児～小学生500円、大人1,000円
持物のペットボトル(ワークショップ参加希望の方のみ)
チケットは0歳児も必要です。ワークショップは参加任意
8月5日(金)から電話(☎042・473・7811)または同センター(第4月曜日を除く午前9時～午後9時)で同センター

サークル見学会見学希望者募集

生涯学習センターでは、多数のサ

ークルが各種生涯学習活動を行っています。新規入会を検討される方を対象に、「サークル見学会」を開催します。実際のサークル活動を自由に見学できます。参加団体の一覧・日程は同センター、または窓口でお渡ししています。

9月1日(木)～30日(金) ※各団体の活動日ごとに随時開催します。
同センター
無料
開催期間中に直接サークル会場へお越しください
同センター ☎042・473・7811(第4月曜日を除く午前9時～午後9時)

スポーツ

わくわくポッチャ

東京2020パラリンピックで盛り上がりを見せた「ポッチャ」が体験できます。初めての方、お一人の方の参加も大歓迎。ニュースポーツデーと同時開催。

8月13日(土)午前10時半～正午と午後1時～3時半
スポーツセンター第1体育室
午前は障害をお持ちの方のみ
午前は無料、午後は参加費100円(未就学児無料)
マスク着用の上、運動ができる服装で
当日会場
生涯学習課 ☎042・470・7784



ニュースポーツデー

誰でも気軽にできるスポーツが体験できます。

8月13日(土)午前10時～午後4時
スポーツセンター第1体育室
ポッチャ、ミニテニス、ラージボール卓球、ユニカール、ソフトバレーボール、スカットボール、ネオテニス他
100円(未就学児無料)
室内履き(運動ができる靴)
マスク着用の上、運動ができる服装で
当日会場
生涯学習課 ☎042・470・7784

東久留米ダンスパーティー

広いフロア、素敵な音楽で、社交ダンスを楽しみませんか。岩間・小野崎組(JBDF現役プロ)の素敵なデモがあります。主催は市ダンス連盟。
8月28日(日)午後0時半～4時
スポーツセンター第1体育室
ダンスを愛好する市民の方
定員150人
参加費500円(当日集金)
当日会場
同連盟・西垣内 ☎090・1885・8856

初心者アーチェリー教室

アーチェリーの基本技術を学んでみませんか。主催は市体育協会。
全3回。9月3日(土)・10日(土)・17日(土)午後7時～9時
スポーツセンター弓道場
市内在住・在勤・在学の18歳以上(高校生不可)で3日間参加できる方
定員8人(応募多数の場合は抽選)
市アーチェリー協会会員
参加費1,000円(保険料)
市体育協会
申し込みフォームまたは郵送で申し込み。同協会の申し込みフォームの場合、8月2日(火)午前10時～12日(金)午後5時に申し込みを。郵送の場合、8月10日(水)までに(消印有効)、往復はがきに教室名・住

所・氏名・年齢・電話番号、在勤の場合は勤務先、在学の場合は在学先(返信用にも住所・氏名)を記入の上、〒203-0011、大門町2-14-37、スポーツセンター内、市体育協会事務局宛て郵送を
同事務局 ☎042・470・2722



第2回アクアフィットネス教室

水の中で歩いたり音楽にあわせて体を動かしたり、楽しみながら体力づくりをしませんか。主催は市体育協会。

全4回。9月7日～28日の毎週水曜日。Aコースが午前10時～11時、Bコースが午前11時～正午
スポーツセンター内プール
市内在住・在勤で18歳以上の方(高校生不可)
各コース30人(応募多数の場合は抽選)
市水泳連盟推薦による有資格者
参加費1,600円
水着・水泳帽・タオル
市体育協会
申し込みフォームまたは郵送で申し込み。同協会の申し込みフォームの場合、8月2日(火)午前10時～12日(金)午後5時に申し込みを。郵送の場合、8月10日(水)までに(消印有効)、往復はがきに教室名・希望コース・住所・氏名・年齢・電話番号、在勤の場合は勤務先、在学の場合は在学先(返信用にも住所・氏名)を記入の上、〒203-0011、大門町2-14-37、スポーツセンター内、市体育協会事務局宛て郵送を
同事務局 ☎042・470・2722



第46回東久留米市オープンミックスダブルス卓球大会

9月11日(日)午前9時半から(9時から受け付け)
スポーツセンター第1体育室
種目=年齢別ミックスダブルス、A～Dの4種目から1種目選択。
▼A=年齢制限なし▼B=合計年齢100歳以上▼C=合計年齢120歳以上▼D=合計年齢140歳以上
定員200チーム
参加費1組2,000円(当日集金)
8月12日(金)までに(必着)、指定の申し込み用紙に種目・氏名・年齢・性別・住所・電話番号・所属チーム名を記入の上、〒

203-0043、下里5-15-28、石塚陽子宛て郵送を
市卓球連盟・木村 ☎042・474・8448、または同連盟・石塚 ☎080・6626・3914

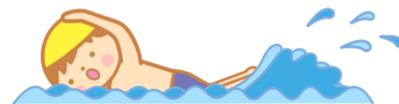
子どもの体力運動能力向上事業 第2回スポーツ教室「マット運動」

運動の楽しさを感じ、以後継続的に運動をする意欲につながることを目指します。

全8回。9月7日～10月26日の毎週水曜日午後5時～6時
スポーツセンター第2武道場
市内の小学1～3年生
定員20人(応募多数の場合は抽選)
無料
技術を身に付ける内容ではありません
8月20日(土)までに電話(☎042・470・7900)で同センターへ同センター

クロール教室

クロール(学校水泳)25mが泳げない子どもを対象とした水泳教室です。
全6回。9月1日(木)・6日(火)・8日(木)・13日(火)・15日(木)・20日(火)のいずれも午後5時～6時
スポーツセンター2階プール
ヘルパー無しでクロールを25m泳げない方(5歳～12歳)
定員30人
参加費4,950円(他に施設使用料あり)
水着、水泳帽、タオル
8月1日(月)午前10時から同センター1階受付で同センター ☎042・470・7900



くらし

就職面接会事前対策セミナー(全年齢対象)

市と東京しごとセンター多摩が開催する就職面接会の事前対策セミナーです。詳細は同センター多摩をご覧ください。

9月2日(金)午後2時～4時(1時半受け付け)
市役所7階701会議室
清瀬市生涯学習センターで行われる就職面接会(9月9日開催予定)の事前対策セミナー
定員30人(予約制)
無料
同センター多摩 ☎042・329・4524)で東京しごとセンター多摩へ



多摩六都科学館 Tamarokuto Science Center

大型映像新番組「水の惑星 星の旅シリーズ」

タヒチ、モルディブ、ニューカレドニアの、いのちあふれる海。楽園地球から星空を望み、星の世界に水を探そう旅に出ます。

8月31日(水)までは毎日午後2時半から。9月以降の日程は多摩六都科学館をご覧ください(終了日未定)
同館サイエンスエッグ
各日定員234人
観覧券1,040円(4歳児～高校生420円)
小学2年生以下は保護者と一緒に観覧してください
新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員が変動する可能性があります
当日開館時から同館インフォメーションで観覧券を販売
同館 ☎042・469・6100



同番組のポスター

(8面から続く)

■おばけやしき

8月18日(木)・19日(金)午後2時～4時半 乳幼児～小学生 当日は通常利用できない部屋があります

■中央児童館

中央町1-10-11 ☎042・476・2161

■おはなし会

8月2日(火)・9日(水)午後3時50分から 絵本の読み聞かせや素話など 小学生 協力はおはなしくぬぎ、中央図書館 当日会場

■シアターの日

8日(月)午後2時から みんなでアニメを觀賞しよう 小学生～高校生 世代上映中はお静かにお願いします 当日会場

■中学・高校生世代バドミントン大会

10日(水)午後5時半から 中学・高校生世代 当日会場

■乳幼児さんと遊ぼう

11日(木)祝午前10時半からと11時5分からの2部制 水遊び 1～4歳児と保護者 各部7組 中学・高校生世代の方が参加することがあります 8月5日(金)午後1時半から電話で

■パパサタ

20日(土)午前10時40分～11時20分 パパ向けリラクゼーションヨガ 乳幼児と保護者 10組 長めのタオル、飲み物 師aki氏 足先の出る動きやすい服装で 8月13日(土)午前10時から電話または来館で

■けやき児童館

大門町2-10-5 ☎042・474・6653

■オセロ大会

8月3日(水)午後3時半から 小学生以上 当日会場



■おはなし会

10日(水)午後3時～3時半 絵本の読み聞かせなど 小学生 協力は東部図書館

■中学・高校生世代スポーツ大会

12日(金)午後5時半から 中学・高校生世代 当日会場

■たのしくつくり

15日(月)午前10時から 「ピエロ」 乳幼児と保護者 当日会場 (材料が無くなり次第終了)

■リトミック講座

20日(土)午前10時半～11時が首の据わったお子さんと保護者、午前11時15分～11時45分が歩けるようになったお子さんと保護者 リトミック団体による音楽イベント 先着15組 師千葉氏(リトミック研究所) 8月6日(土)午前9時から電話または来館で

■子どもセンターひばり

ひばりが丘 地8-11 ☎042・464・9300

■おはなしの日

8月3日(水)午後3時45分～4時15分 絵本の読み聞かせや素話 小学生 10人 水曜おはなし会 当日会場

■子ども会議

15日(月)午後3時半から 児童館の遊び方などについての意見交換 小学生 8人 8月8日(月)午後3時半から来館で

■卓球大会

17日(水)午後3時半から 小学3年生以上 16人 8月10日(水)午後3時半から来館で

■ひばりシアター

20日(土)午後2時から みんなで短編アニメを見よう 小学生 30人 8月13日(土)午後3時半から来館で

子育て

■地域子ども家庭支援センター上の原

上の原1-2-44 ☎042・420・9011

■おはなし広場

8月8日(月)午前11時～11時半 同センター上の原乳児室 ボランティアによる読み聞かせや手遊びなど 1歳以上の乳幼児と保護者 6組 8月1日(月)午前10時から電話または同センター上の原で

■児童の居場所作り事業

市では、公共施設などを活用して地域の子ども達に健全な遊びを提供する「児童の居場所づくり事業」を実施しています。

■小山小学校(屋内)

8月6日(土)午後1時半～4時半 視聴覚室 親子工作、自然物を使ったクラフト 乳幼児～小学生

■野火止地区センター(屋内)

8月8日(月)午後1時半～4時半 第一・第二会議室 親子の遊び場、仕掛けおもちゃ作り 乳幼児～小学生

■小山台遺跡公園(屋外)

8月13日(土)午前10時～正午 楽しいお水遊び 乳幼児～小学生

■小山小学校(屋内)

8月20日(土)午後1時半～4時半 視聴覚室 親子工作、自然物を使ったクラフト 乳幼児～小学生

■野火止地区センター(屋内)

8月22日(月)午後1時半～4時半 第一・第二会議室 親子の遊び場、夏の思い出工作 乳幼児～小学生 《共通事項》

無料 特 マスク、タオル、飲み物。屋内は上履き、屋外は帽子 徒歩か自転車での来場を。食べ物は原則持ち込み禁止。乳幼児は保護者同伴。動きやすい服装で参加を。内容を変更する場合あり 他 プログラムの他にも、年齢に合わせた簡単にできる工作や遊びを用意しています 当日会場 児童青少年課 児童青少年係 ☎042・470・7735

図書館

8月の休館日

金曜日は全館休館です。中央図書館は16日(水)も休館です。 中央図書館 ☎042・475・4646

よもう!あそぼう!かがくの本スペシャル「かみがくるくる」

実験と科学の絵本の読み聞かせイベントです。今回のテーマは「つくってみよう かみがくるくる」。さまざまな形に切った紙や紙皿のコマを使った実験と観察をします。また、紙皿のコマを講師と制作します。

8月20日(土)午前10時半～正午 中

央図書館 1階北開架室内紙工作のほか、関連本の読み聞かせやブックトークを行います 小学生 先着15人 師やべみつのり氏(絵本造形作家) 無料 特 筆記用具、カラーペン 他 協力は科学の本の読み聞かせの会「ほんとはんと」 8月1日(月)～18日(木)に電話(☎042・475・4646)または同館カウンター(休館日を除く)で 同館

黒目川リバーウォッチング

黒目川で川の生き物を捕まえ、図書館の本で名前や特徴を調べます。 8月21日(日)午後1時～4時 東部地域センター1階講習室、黒目川周辺 黒目川で川の生き物を捕まえ、図書館の本で名前や特徴を調べます 小学生以上(小学3年生以下は保護者同伴) 先着20人(保護者含む) 師菅谷輝美氏(市市民環境会議座長) 特 水の中に入ってもよい靴(脱げないように、かかとのある靴を。サンダル不可)、着替え一式(履き替え用の靴含む)、タオル、帽子、飲み物、手あみ 川で観察を行うため、濡れてもよい服装でご参加ください 8月1日(月)～20日(土)に電話(☎042・470・8022)または東部図書館カウンター(休館日を除く)で 同館



ちょっぴりこわ～いおはなし会

「ちょっぴりこわ～いおはなし会」をテーマに、読み聞かせや素話を行います。普段の雰囲気とは違う、この日だけの特別なおはなし会をお楽しみください。協力は水曜おはなし会。 8月24日(水)午後3時～3時半と午後3時半～4時の2回 南部地域センター2階和室1・2 小学生(一人でお話を聞ける場合は幼児も可) 各回先着16人 他 検温・マスクの着用を 8月2日(火)午前9時～24日(水)正午に電話またはひばりが丘図書館カウンター(休館日を除く)で ※申し込みの際に3時または3時半いずれの回に参加するか選択していただきます。 同館 ☎042・463・3996

文化

大人のための健康リトミック

歌って踊って気軽に老化防止にチャレンジしましょう。 8月17日(水)午前10時から 東部地域センター講習室 即時反応=音楽に合わせてとさに反応する力を養う 脳トレ=指先を動かしたりダンスの振り付けを覚えて脳を活性化 呼吸法=腹式呼吸を意識し楽しくコーラス 先着25人(要予約) 師林あつ子氏(リトミックサークルまめちゃんズ代表) 費500円 特 飲み物、タオル 車での来場不可。マスク着用を 8月1日(月)午前9時から電話(☎042・470・8020)で同センターへ 同センター

きいて きいて おはなし いっぱい きいて!

夏休みの終わりに、親子で素敵な物語の世界を音楽を交えて楽しみませんか。

8月21日(日)午後1時開場、1時半開演 西部地域センター3階ホール 先着100人 師橋岡真弓と仲間たち 他 マスク着用を 8月1日(月)午前9時から電話(☎042・471・7210)または直接同センターで 同センター

親子の夏休み研究 「絵本で元気に♪自分らしく♪」

「自分らしさ」について、絵本を読みながら、親子で考えてみませんか。ワークショップでは、「世界に一冊だけのミニ絵本」を作ります。夏休みの自由研究にどうぞ。

8月24日(水)午前10時～正午 市役所7階704会議室 講義、ミニ絵本作りワークショップ 小学1～4年生のお子さんと保護者 先着12組 師東條知美氏(絵本コーディネーター) 特 色鉛筆(おおむね12色以上のもの) 2歳から未就学児の保育あり(定員5人。8月5日(金)までに電話で要予約) 8月1日(月)から、申し込みフォーム、男女平等推進センター宛て 50fifty2@city.higashikurume.lg.jp、または電話(☎042・472・0061)で 同センター(市役所2階、平日午前9時～午後5時) 申し込みフォーム



放課後講座「てづくりうちわ」

生涯学習センターでは月1回、小・中学生を対象に放課後講座を開講しています。

8月24日(水)午後2時～3時 生涯学習センター創作室 8月はうちわづくりに挑戦します 小・中学生 先着12人 同センタースタッフ 無料 特 筆記用具 8月1日(月)午前9時から電話(☎042・473・7811)または同センター(第4月曜日を除く午前9時～午後9時)で 同センター



昭和歌謡コンサート

家族を想う名曲「home」(紅白歌合戦出場曲)でお馴染みの木山裕策氏が、プロの演奏家・ボーカリストで結成された「歌声カルテット」と共に、誰もが口ずさんだことのある懐かしの名曲をお届けします。

9月30日(金)午後1時～3時 生涯学習センターホール 出演=木山裕策氏、歌声カルテット 歌声カルテットメンバー=西垣恵弾氏(バイオリン)、矢島吹渉樹氏(ピアノ)、加藤凱也氏(バリトン)、江上怜那氏(テノール) 先着500人 費全席自由席で前売り2,000円、当日2,500円 未就学児の入場不可 8月1日(月)午前9時から電話(☎042・473・7811)または同センター(第4月曜日を除く午前9時～午後9時)で 同センター



東久留米市プロモーション動画

市公式ツイッター



市公式動画チャンネル



市公式フェイスブック



行政情報アプリ マチイロ



↓ 市政へのご要望・ご意見はこちらへ

- ◎ご意見箱設置場所
市役所1階屋内ひろば、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所
- ◎エコーテレホン・エコーファクス
☎・FAX042・472・1131(夜間・休日のみ)
- ◎ホームページ(<https://www.city.higashikurume.lg.jp>)のご意見箱(「東久留米市について」「広報・広聴」「声をお聞かせください」から)

〈今月の月間・週間案内〉食品衛生月間、電気使用安全月間、道路ふれあい月間、水の週間(1日～7日)、道の日(10日)、山の日(11日)

けんこうとイベント・講座は6面まで続きます

けんこう

乳がん検診

複十字病院、わくわく健康プラザでの検診車の検診申し込みを開始します。

☎10月1日(土)～5年2月28日(火)(医療機関の休診日を除く)☎複十字病院健康管理センター(清瀬市)、わくわく健康プラザでの検診車(公益財団法人東京都予防医学協会)☎問診、視触診、マンモグラフィ検査(乳房エックス線検査)☎市内在住の40歳以上の女性で、4年12月31日時点で奇数年齢の方。ただし、次の①～④のいずれかに該当する方はご遠慮ください。①乳房の疾患で治療中の方、経過観察中の方②妊娠中、授乳中、卒乳後半年を経過していない方③豊胸手術を受けている方④心臓にペースメーカーを入れている方☎1,000円(受診医療機関でお支払いください) ※生活保護受給者などは無料。ただし、受給証明書の提出が必要です。☎実施医療機関の特徴を市HPに掲載しています。なお、申し込み状況によってはご希望に添えない場合があります☎アルテミスウイメンズホスピタルでは、すでに6月1日より検診を実施しています。受診をご希望の方は、同院HPからウェブ予約または直接同院へ電話(☎042・472・6136、受付時間は平日午前10時半～午後4時と土曜日午前9時～正午)を☎8月1日(月)～15日(月)に電子申請、または1人1枚のはがきに必要事項(右上図参照)を記入の上、〒203-0033、滝

山4-3-14、わくわく健康プラザ内、健康課特定健診係宛て郵送を。9月中旬から申し込み結果を順次返信します。 ※市HPにもはがきの記入例を掲載しています。郵便料金の不足がないようご注意ください。☎健康課特定健診係☎042・477・0013

☎ 乳がん検診 はがき申し込み記入項目

「乳がん検診希望」	往復はがきではなく、はがきでお申し込みください。
① 希望検診場所	
② 生年月日(和暦)	
③ 年齢	
④ 氏名(フリガナ)	
⑤ 住所	
⑥ 電話番号	
⑦ 希望日	
(検診車を希望の方のみ下表から選択※)	
第1希望	○月○日 午前
第2希望	△月△日 午後
第3希望	□月□日 午前

※複十字病院を希望する方は、受診希望日の記入は不要です。受診日は後日送付する封書に記載の「予約電話番号」へご自身で連絡し決めていただきます。

表 乳がん検診 検診車実施日一覧

10月	21日(金)・22日(土)・24日(月)・25日(火)
11月	18日(金)・19日(土)・21日(月)・25日(金)
12月	2日(金)・3日(土)・4日(日)・5日(月)

※各日、午前・午後を選択できます。

大腸がん検診

☎10月31日(月)まで ※市国民健康保険加入者、後期高齢者医療被保険者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付金受給者は、誕生月ごとに受診月が決まっています。特定健診などの受診時に一緒にお受けください。☎市HPをご覧ください☎便潜血検査2日法(検便検査) ※内視鏡検査ではありません。☎市内在住の5年3月末で40歳以上の方。ただし、次の①・②のいずれかに該当する方は、受診前にかかりつけ医にご相談ください。また、



生理中を避けて受診してください。①現在、大腸やその他の腸の疾患で治療中または経過観察中の方②過去に大腸がんの精密検査で異常を指摘された方☎500円(受診医療機関でお支払いください) ※生活保護受給者などは無料。受給証明書の提出が必要です。☎検診結果は医療機関で直接お聞きください。検体を提出されなかった場合でも、自己負担金は返却できませんので、あらかじめご了承ください☎直接実施医療機関へ☎健康課特定健診係☎042・477・0013

特定健診・後期高齢者健診

8月の受診対象は10・11月生まれの方です。生活習慣病予防、健康の保持・増進や疾病の早期発見・治療のための健診を実施します。健診内容や実施医療機関などは、7月下旬に発送した個別通知をご確認ください。大腸がん検診も同時に受診できます。☎市内実施医療機関☎市内在住で5年3月末時点で次の①・②のいずれかに該当する方。①特定健診=40歳～74歳の市国民健康保険加入者②後期高齢者健診=後期高齢者医療被保険者☎4年3月以降に国民健康保険に加入した方、後期高齢者で転入した方、当該月に受診できない方は健康課特定健診係☎042・477・0013まで問い合わせてください☎直接実施医療機関へ☎同係

BCG予防接種

☎8月17日(火)午後1時半～3時受け付け☎わくわく健康プラザ☎4年3月生まれの乳児(生後6カ月以上1

歳になる誕生日の前日までの未接種の乳児も可)☎母子健康手帳、予診票☎日程の都合がつかない方は、次回9月21日(水)でも接種可☎当日会場☎健康課予防係☎042・477・0030

脳の健康教室 月曜日クラス

簡単な読み書き計算で、脳の健康維持と認知症予防に取り組みます。☎8月22日～5年3月6日の毎週月曜日(祝日を除く)、6カ月間の教室。Aコースが午前9時半～10時半、Bコースが午前10時45分～11時45分☎中央町地区センター☎ドリルを使った漢字の読み書き、計算学習、参加者同士の交流など☎次の条件をすべて満たす方▼市内在住で65歳以上の方▼1人で会場に通うことができる方▼初めて参加する方▼おおむね毎回参加できる方 ※介護保険サービスの利用がない方を優先。☎各コース先着8人☎筆記用具、飲み物☎8月2日(火)午前9時から電話で介護福祉課地域ケア係☎同係☎042・470・7777(内線2501～2503)

イベント・講座

児童館

☎子どもセンターあおぞら
前沢4-25-8 ☎042・471・7071
■ボルダリングの日
☎8月9日(火)午後2時半～3時半☎小学生☎15人☎動きやすい服装で☎当日会場
(7面へ続く)

休日・準夜間診療 保険証をご持参ください (保険証がないと自費診療になります)

休日診療 (日曜日と祝日の午前9時～正午および午後1時～4時半)

内科・小児科
※薬の処方最低限の日数です。受診時は必ず事前に電話でご連絡ください。
8月7日・11日・14日=休日医科診療所
(滝山4-3-14(わくわく健康プラザ内)、☎042・473・3663)

歯科
8月7日・11日・14日=休日歯科診療所
(滝山4-3-14(わくわく健康プラザ内)、☎042・474・5152)

休日準夜間診療医療機関 (診療科目・時間などは当日事前にご確認ください)

8月7日・14日=滝山病院(滝山4-1-18、☎042・473・3311)
8月11日=前田病院(中央町5-13-34、☎042・473・2133)

平日準夜間小児初期救急診療

月曜・水曜・金曜日(午後7時半～10時20分)
=佐々総合病院(西東京市田無町4-24-15、☎042・461・1535)
月曜～金曜日(午後7時半～10時半)
=多摩北部医療センター(東村山市青葉町1-7-1、☎042・396・3811)

広告欄 内容については広告主にお問い合わせください